

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
キューピー株式会社
代表取締役社長 三宅 峰三郎

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年2月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールA

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第100期（平成23年12月1日から平成24年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（平成23年12月1日から平成24年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役13名選任の件
第2号議案 取締役賞与支給の件

4. 議決権行使に関する事項

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成25年2月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続き」をご確認のうえ、画面の案内に従って、平成25年2月25日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

また、機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以上

<株主の皆様へのお願い>

- ◇開場（受付開始）時刻は昨年より30分繰り上げ、午前8時30分といたします。
- ◇例年開会間際は、受付が大変混雑いたしますので、お早目にご来場ください。
- ◇2階ロビーにて「キューピーと野菜のおはなし」の展示を行います。開場時よりご覧いただけますので、是非、お立ち寄りください。詳しくは、同封いたしました「第100回定時株主総会 開催にあたって」をご覧ください。
- ◇1階席が混雑した場合は、2階席をご案内させていただくこともございますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◇会場の都合上、お荷物はお預かりいたしかねますので、予めご了承くださいませ。
- ◇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席は議決権を有する株主ご本人または代理人（議決権を有する株主）の方1名に限ります。
- ◇株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
(http://www.kewpie.co.jp/company/ir/stocks_information03.html)
- ◇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(http://www.kewpie.co.jp/company/ir/stocks_information03.html)
- ◇株主総会中に質問をいただく際の方法が変更となります。会場内での抽選により、質問される株主様を決めさせていただきます。詳しくは、同封いたしました「第100回定時株主総会 開催にあたって」をご確認ください。
- ◇本総会より、株主総会にご参加できない株主の皆様からも、ご質問をいただけるようにいたしました。ご質問される場合は、同封いたしました「第100回定時株主総会 開催にあたって」をご確認いただき、巻末にある質問用紙にご記入のうえ、所定の送付先へ平成25年2月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

事業報告

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響が残る中、欧州を中心とした世界経済の減速や長引く円高などの影響により、厳しい状況で推移いたしました。

食品業界においては、簡便な商品へのニーズが一段と高まり、中食に加え冷凍食品の需要も増加しました。一方、原資材やエネルギーなどのコストに影響を及ぼす穀物・原油価格は不安定な状況が続き、コスト上昇への懸念が高まってまいりました。

食品物流業界においては、お取引先様での物流体制の見直しや、物流業者間の価格競争が一段と激化したことによる受託料金の伸び悩みなど厳しい状況が継続いたしました。

◇当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用関連会社）の状況

平成22年度からの3年間を対象とする中期経営計画における、「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台とした「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つの基本方針、また、これらを強力に推進するドリルの役割として位置づけた「フードサービス戦略の本格的展開」にグループが連携して取り組むことで、企業価値の一層の向上に努めました。

・売上高

調味料・加工食品事業やサラダ・惣菜事業が好調に推移し、5,049億97百万円と前期に比べ185億62百万円（3.8%）の増収となりました。

・利益面

一昨年の震災後に広告宣伝活動や販売促進活動を自粛したことで、当期のマーケティング費用は増加しましたが、サラダ調味料や中食向けの高付加価値商品の販売が伸張したことなどから、営業利益は233億68百万円と前期に比べ25億52百万円（12.3%）、経常利益が244億67百万円と前期に比べ25億55百万円（11.7%）の増益となりました。

また、一昨年の震災に対する保険金などの受取りや、連結子会社株式の追加取得による負ののれん発生益を特別利益として第2四半期連結会計期間に計上したこともあり、当期純利益は122億91百万円と前期に比べ28億42百万円（30.1%）の増益となりました。

調味料・加工食品

- ・国内のドレッシングや、東アジアの展開が順調に拡大
- ・原資材コストやマーケティング費用の増加を、増収効果が上回り増益

健康機能

- ・ヒアルロン酸の販売不振により減収となったが、高齢者食は伸張
- ・ヒアルロン酸は減益となったが、コスト改善は進展

タマゴ

- ・前期に高騰した鶏卵相場の安定により減収となったが、中食向け商品は好調に推移
- ・中食向け高付加価値商品の増収や、鶏卵相場の安定により増益

サラダ・惣菜

- ・需要拡大に向けた施策によりパッケージサラダが大きく伸張、米飯や惣菜も拡大
- ・これまでの事業基盤強化の効果に加え、増収が寄与

共通

- ・増収効果に加え、コスト削減などにより増益

物流システム

- ・お取引先様の物流体制の見直しなどにより、既存取引が減少し減収
- ・拠点の統廃合による固定費削減など保管・運送機能の合理化が進み増益

[売上高の内訳]

事業区分	第99期	第100期	前連結会計年度比	前連結会計年度比
	(平成22年12月1日から 平成23年11月30日まで)	(平成23年12月1日から 平成24年11月30日まで)	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
調味料・加工食品	173,488	181,366	7,878	4.5
健康機能	18,462	18,414	△48	△0.3
タマゴ	85,743	85,570	△173	△0.2
サラダ・惣菜	85,801	97,746	11,945	13.9
共通	5,818	6,201	383	6.6
物流システム	117,122	115,697	△1,425	△1.2
合計	486,435	504,997	18,562	3.8

[営業利益の内訳]

事業区分	第99期	第100期	前連結会計年度比	
	(平成22年12月1日から 平成23年11月30日まで)	(平成23年12月1日から 平成24年11月30日まで)	増	減 率
	百万円	百万円	百万円	%
調味料・加工食品	14,370	14,959	589	4.1
健康機能	1,510	821	△689	△45.6
タマゴ	3,786	5,664	1,878	49.6
サラダ・惣菜	2,217	3,061	844	38.1
共通	667	833	166	24.9
物流システム	3,020	3,183	163	5.4
調整額	△4,756	△5,156	△400	-
合計	20,816	23,368	2,552	12.3

(注) 調整額には、主として、当社の管理部門および連結子会社であるケイ・システム㈱と㈱キューピーあいに係る費用等である配賦不能営業費用が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は209億16百万円であります。

事業区分別の設備投資は、次のとおりであります。

事業区分	設備投資金額	主な内容
	百万円	
調味料・加工食品	9,241	マヨネーズ、ドレッシング等の製造設備
健康機能	1,723	育児食、医療食、介護食、ヒアルロン酸等の製造設備
タマゴ	3,448	液卵、凍結卵、乾燥卵等の製造設備
サラダ・惣菜	2,773	サラダ、惣菜等の製造設備
共通	608	ソフトウェア等
物流システム	3,120	倉庫設備、車両運搬具等
合計	20,916	

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として無担保社債を発行し、100億円の調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社キューソー流通システムは、主要取引金融機関と60億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、企業価値をより高めるために平成25年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石）を定めております。

この中期経営計画にグループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

① 国内と海外の主な取組み

国内	海外
<p><競争力の向上とシェアの拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹領域の深耕 ・ 新たな販路への展開 ・ 新技術の獲得と付加価値の創出 	<p><国内で築いた品質力と提案力の発揮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジアのマヨネーズ市場を拡大 ・ 既存エリアの深掘りと新規エリアの開拓 ・ グループ資源を活用した商品領域の拡大

② 事業別の主な取組み

事業区分	主な取組み
調味料	<ul style="list-style-type: none"> ・ サラダ領域や用途の拡大で、サラダ調味料の需要を創出 ・ エリア特性に応じた展開で、アジアのマヨネーズ市場を拡大
タマゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値商品の開発と展開で、フードサービス市場を深耕 ・ 最適生産の追求による事業コストの低減
サラダ・惣菜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力と展開力で、サラダ・惣菜、カット野菜、CVS米飯の3つの分野を拡大 ・ ネット販売や宅配などの新領域への挑戦
加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産体制の最適化やカテゴリーの精鋭化による収益基盤の再構築 ・ 各カテゴリーの選択と集中で、商品開発や販路開拓を強化
ファインケミカル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな機能創出でヒアルロン酸の付加価値を高め、展開領域を拡大 ・ 医薬分野への可能性を拡大し、新たな価値を提供
物流システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業体制の再構築による輸配送業務の最適化 ・ 物流ネットワークの構築などによる物流サービスの進化

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

項目	第97期 (平成20年12月1日から 平成21年11月30日まで)	第98期 (平成21年12月1日から 平成22年11月30日まで)	第99期 (平成22年12月1日から 平成23年11月30日まで)	第100期 (当連結会計年度) (平成23年12月1日から 平成24年11月30日まで)
売上高	452,239 ^{百万円}	471,010	486,435	504,997
経常利益	18,414 ^{百万円}	22,762	21,912	24,467
当期純利益	9,036 ^{百万円}	10,613	9,449	12,291
1株当たり当期純利益	59.56 ^円	69.97	62.63	82.09
総資産額	275,650 ^{百万円}	287,957	275,790	306,515
純資産額	170,804 ^{百万円}	180,901	185,293	195,928
1株当たり純資産額	978.33 ^円	1,029.26	1,068.67	1,141.68

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
デリア食品(株)	50百万円	100.0%	サラダ、惣菜等の販売
キューピー醸造(株)	450	88.0	食酢等の製造販売
キューピータマゴ(株)	350	88.0	液卵、凍結卵、茹卵等の製造販売
(株)カナエフーズ	50	88.0	タマゴスプレッド、厚焼卵、 錦糸卵等の卵加工品の製造販売
(株)全農・キューピー・ エッグステーション	105	51.4	乾燥卵、液卵等の製造販売
コープ食品(株)	250	51.0	瓶缶詰・レトルト食品等の製造販売
(株)キューソー流通システム	4,063	44.8 [5.8]	食品の運送および保管

(注) 議決権比率は、直接および間接所有の合計であります。なお、[]内は緊密な者または同意している者の議決権比率であり、外数で記載しております。

(7) 主要な事業内容 (平成24年11月30日現在)

事業区分	主要な商品または役務
調味料・加工食品	マヨネーズ、ドレッシング、食酢、ジャム、パスタソース、スイートコーン、その他
健康機能	育児食、医療食、介護食、ヒアルロン酸、その他
タマゴ	液卵、凍結卵、乾燥卵、茹卵、タマゴスプレッド、厚焼卵、錦糸卵、その他
サラダ・惣菜	サラダ、惣菜、弁当、おにぎり、パッケージサラダ、その他
共通	食品の販売、その他
物流システム	食品の運送・保管、その他

(8) 主要な事業所 (平成24年11月30日現在)

①当社の事業所

本社 東京都渋谷区

研究所 東京都府中市

支店 札幌、仙台、関東（埼玉県）、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡

営業所 北東北（岩手県）、山形、郡山、北関東（栃木県）、新潟、松本、東東京（東京都）、西東京（東京都）、横浜、静岡、金沢、京都、神戸、松山、岡山、南九州（鹿児島県）、那覇

工場 階上（青森県）、五霞（茨城県）、中河原（東京都）、富士吉田（山梨県）、挙母（愛知県）、伊丹（兵庫県）、泉佐野（大阪府）、鳥栖（佐賀県）

②主要な子会社の事業所

	本社所在地	事業所
デリア食品(株)	(東京都府中市)	本社 1営業部 6支店
キューピー醸造(株)	(東京都府中市)	本社 研究所 1営業部 9営業所 2駐在所 4工場
キューピータマゴ(株)	(東京都調布市)	本社 16営業所 17工場 2事業所
(株)カナエフーズ	(東京都府中市)	本社 9工場
(株)全農・キューピー・エッグステーション	(茨城県五霞町)	本社 6工場
コープ食品(株)	(東京都渋谷区)	本社 2工場
(株)キューソー流通システム	(東京都調布市)	本社 10事業部 60営業所 6駐在所

(9) 使用人の状況（平成24年11月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
12,425	397（増）

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者が期中平均で11,154名おります。

②当社の使用人の状況

区 分	使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男 性	1,439	9（減）	41.1	15.7
女 性	1,160	23（増）	31.5	7.8
合計または平均	2,599	14（増）	36.9	12.2

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトおよび季節社員）が期中平均で男性249名、女性511名の計760名おります。

(10) 当社の主要な借入先および借入額（平成24年11月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	850
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	600
農 林 中 央 金 庫	530

2. 会社の株式に関する事項 (平成24年11月30日現在)

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 153,000,000株 |
| (3) 株主数 | 107,782名 (前事業年度末比874名減) |
| (4) 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 中 島 董 商 店	26,371 ^{千株}	17.6 [%]
株 式 会 社 董 花	4,872	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,670	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,619	3.1
みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,585	3.1
財 団 法 人 旗 影 会	4,251	2.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,208	2.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,132	2.1
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,012	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,647	1.8

- (注) 1. みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数4,585千株は、株式会社みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。
2. 持株比率は、自己株式(3,259,810株)を控除して計算しております。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成24年11月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三宅峰三郎	
専務取締役	奥村明男	海外統括担当、海外本部長、グループ営業担当
常務取締役	中島周	コンプライアンスおよび内部監査室担当、 (株)中島董商店取締役社長
常務取締役	佐藤重郎	サラダ・惣菜事業およびグループ営業担当
常務取締役	好村博	調味料事業担当、営業統括
常務取締役	勝山忠昭	グループ生産担当および海外統括副担当
常務取締役	和田義明	ファインケミカル事業担当、商品開発本部長、研究開発本部、 品質保証本部、知的財産室およびファインケミカル本部担当
取締役	橘英文	人事本部長
取締役	竹村茂樹	加工食品事業担当
取締役	西尾秀明	広域営業本部長
取締役	井上伸雄	経営推進本部長
取締役	須田茂博	タマゴ事業およびグループ営業担当
取締役	古舘正史	広報・CSR本部長
取締役	後藤信隆	生産本部長
監査役	神澤廣昭	常勤
監査役	石黒俊一郎	常勤、(株)中島董商店取締役（非常勤）
監査役	坂井一郎	弁護士、マツダ(株)社外取締役
監査役	内田和成	早稲田大学商学学術院教授、三井倉庫(株)、 ライフネット生命保険(株)および日本E R I (株)社外取締役

- (注) 1. 平成24年2月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、遠藤 貢氏は任期満了により取締役を退任し、新たに後藤信隆氏が取締役役に就任しております。
また、同日付にて取締役勝山忠昭および和田義明の両氏は常務取締役に就任しております。
2. 平成24年2月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、池田則生および坂本導聰の両氏は任期満了により監査役を退任し、新たに内田和成氏が監査役に就任しております。
3. 監査役石黒俊一郎、坂井一郎および内田和成の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、坂井一郎および内田和成の両氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

5. 常勤監査役石黒俊一郎氏は、株式会社中島董商店の経理部門における責任者としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役坂井一郎氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役内田和成氏は、企業経営コンサルタントとしての長年の経験があり、企業経営に関する高度の専門知識および幅広い見識を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外監査役)	15	346	6 (4)	68 (36)
当事業年度に係る賞与	14	76	—	—
合 計	—	422	—	68

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第82回定時株主総会において、使用人分給与を含まず月額35百万円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成6年2月25日開催の第81回定時株主総会において、月額8百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記の株主総会決議に基づく報酬には、第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名への支給を含んでおります。なお、前事業年度に係る賞与は含んでおりません。
 4. 上記の当事業年度に係る賞与は、本総会において第2号議案「取締役賞与支給の件」を承認いただくことを条件として支払う予定の額であります。
 5. 上記の支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）が86百万円あります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼職先および兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外監査役	石 黒 俊一郎	(株)中島董商店取締役 (非常勤)	(株)中島董商店は当社の議決権を17.6%保有する大株主であります。
社外監査役	坂 井 一 郎	マツダ(株)社外取締役	該当する事項はありません。
社外監査役	内 田 和 成	早稲田大学商学学院教授、三井倉庫(株)、ライフネット生命保険(株)および日本E R I(株)社外取締役	該当する事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	石 黒 俊一郎	当事業年度の12回全ての取締役会に出席するとともに、13回全ての監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に株主の立場から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	坂 井 一 郎	当事業年度の12回全ての取締役会に出席するとともに、13回全ての監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に弁護士としての専門の見地から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	内 田 和 成	平成24年2月28日就任以降に開催された10回全ての取締役会に出席するとともに、10回のうち9回の監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、高度の専門知識および幅広い見識に基づいた経営全般に対する助言、意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役3名は、会社法第427条第1項および当社定款第38条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	89百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	141百万円

- (注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。
3. 金額には消費税等を含めておりません。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際財務報告基準（IFRS）への移行等についての助言業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることとする。

(2) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年に亘り役員職員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成してきたのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

- ②当社は、取締役、従業員が、法令・定款および当社の創業の精神・経営理念を遵守した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、グループ倫理行動規範を定め、公開しており、取締役はこれらを遵守する義務を負う。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い文書または電磁情報により、経営推進本部担当の取締役が適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しなどを行う。
- ②取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁情報を閲覧できる。

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社のリスクマネジメント基本規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社のリスクに関しては代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理する。
 - ②内部監査室は、品質・環境・安全などの自主監査スタッフと連携し各部署の日常的なリスク管理状況を監査し、定期的にリスクマネジメント委員会、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項および、社内のリスク管理体制整備の進捗状況を報告する。
 - ③リスクマネジメント基本規程に基づき、危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各事業部門の責任者を代表取締役社長が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、効率的で迅速な業務執行を行う。
 - ②取締役会の決議に基づく業務執行については、決裁報告手続表において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。
 - ③具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役社長の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、意思決定と機動的な業務執行を図る。
- (6) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンスマニュアルの整備や従業員教育などを行う。こうした活動はコンプライアンス担当役員が定期的に取り締り会および監査役会に報告する。
 - ②コンプライアンス委員会の下に公益通報者保護に対応した内部通報体制として、社外の弁護士、第三者機関などを情報受領者とする「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、処分結果を含めて社内公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

- (7) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、めざす姿として「一人ひとりのお客様に、最も信頼され、親しまれるグループをめざします」とのグループの経営理念を定め、また、倫理行動規範を共通のものにするとともに、グループ合同経営会議において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有化する。業務執行においては、「グループ決裁手続表」に基づいて子会社経営の管理を行う。
 - ②当社の子会社は、毎月、当社の取締役に対して業績および経営上のリスクについて報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、当社代表取締役社長が指定する役職員に報告する。
 - ③当社のリスクマネジメント委員会には子会社の代表者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについてもグループ会社をも対象とする。
 - ④当社ならびに当社の子会社は、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。
 - ⑤当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、担当部門、グループ各社の監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。
 - ⑥当社の子会社である株式会社キューソー流通システムについては、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所一部上場企業であることや業種が異なることに鑑み、同社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また、監査役会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の職員は、その内部監査に関して、内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人は、独立性の確保のために取締役からの指揮命令を受けない。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
- ②前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・株主総会に付議される決議議案の内容
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社および関連会社の監査役、内部監査室および自主監査スタッフの活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報内容

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングする機会を持つとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の機会を持つ。
- ②リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、内部監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への適切な利益還元を経営の重要方針とし、配当金を最優先に位置づけ、安定配当を継続するとともに自己株式の取得なども適宜実施しております。

配当金につきましては、連結自己資本配当率（D/E）を基本に、将来の資金需要なども考慮して決定することとし、連結自己資本配当率1.5%以上を維持することを原則としております。なお、連結配当性向につきましては25%を目安としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり10円50銭とさせていただきます。年間配当金は、8月に実施した中間配当金9円50銭を含め、前年に対し2円増配の1株当たり20円となります。

これにより、連結自己資本配当率は1.8%、連結配当性向は24.4%となります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、その充実にも努めており、中長期的な視野に立った設備投資や研究開発投資、競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

今後も株主還元については、配当金を最優先に位置づけ、安定した配当を旨としつつ、長期的に着実な増配をめざしてまいります。

なお、次期以降の利益配分につきましては、新たな配当金基準として、連結自己資本配当率は1.8%以上を維持することを原則とし、連結配当性向は25%以上を目安といたします。

また、自己株式の購入・消却についても株主還元の手段の一つであると考えており、株価動向や財務状況等を考慮しながら、機動的に実施してまいります。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様への判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るの、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

(ア) グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成25年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、国内での持続的成長と海外での飛躍的成長を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を源にした4つの経営方針（経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石）を定めております。

当中期経営計画を実現するためには、これらの経営方針を軸に、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名の体制をとっております。

② 上記(2)①の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)①(ア)および(イ)の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

① 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み

当社は、平成23年1月20日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため

の取組みとして、平成23年2月23日開催の当社第98回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、第98回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

(ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

(イ) 大量買付ルールの内容

当社は、①大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として経過した後にのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、③独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて④株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

(ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、

当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もつとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見を参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができます。

(工) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止また

は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成26年2月28日までに開催される第101回定時株主総会の終結の時までとします。

② 上記(3)①の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

(ア) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(イ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利

益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(ウ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認を行うことができるとしております。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告における表示単位未満の端数については、記載の金額と持株数は切り捨て、持株比率および議決権比率は四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	133,018	流動負債	85,882
現金及び預金	33,394	支払手形及び買掛金	41,715
受取手形及び売掛金	66,684	短期借入金	8,197
有価証券	10,000	未払金	15,299
商品及び製品	11,553	未払法人税等	6,692
仕掛品	1,163	繰延税金負債	12
原材料及び貯蔵品	5,190	売上割戻引当金	995
繰延税金資産	2,266	賞与引当金	1,005
その他の流動資産	2,918	役員賞与引当金	129
貸倒引当金	△152	その他の流動負債	11,834
固定資産	173,496	固定負債	24,705
有形固定資産	124,577	社債	10,000
建物及び構築物	130,277	長期借入金	799
機械装置及び運搬具	129,574	繰延税金負債	6,338
土地	42,129	退職給付引当金	2,595
リース資産	5,116	その他の固定負債	4,972
建設仮勘定	5,864	負債合計	110,587
その他の有形固定資産	9,766	(純資産の部)	
減価償却累計額	△198,153	株主資本	173,292
無形固定資産	2,405	資本金	24,104
ソフトウェア	1,871	資本剰余金	29,434
その他の無形固定資産	533	利益剰余金	123,143
投資その他の資産	46,514	自己株式	△3,389
投資有価証券	20,051	その他の包括利益累計額	△2,355
前払年金費用	15,951	その他有価証券評価差額金	2,646
繰延税金資産	1,320	繰延ヘッジ損益	7
その他の投資その他の資産	9,770	為替換算調整勘定	△5,009
貸倒引当金	△580	少数株主持分	24,991
資産合計	306,515	純資産合計	195,928
		負債純資産合計	306,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	504,997
売 上 原 価	379,932
売 上 総 利 益	125,065
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	101,696
営 業 利 益	23,368
営 業 外 収 益	1,513
受 取 利 息 及 び 配 当 金	503
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	206
そ の 他	803
営 業 外 費 用	414
支 払 利 息	222
そ の 他	192
経 常 利 益	24,467
特 別 利 益	1,500
固 定 資 産 売 却 益	69
受 取 保 険 金	645
受 取 補 償 金	353
そ の 他	432
特 別 損 失	2,614
固 定 資 産 売 却 損 及 び 除 却 損	858
減 損 損 失	1,643
そ の 他	112
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	23,354
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,516
法 人 税 等 調 整 額	△1,601
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	14,438
少 数 株 主 利 益	2,147
当 期 純 利 益	12,291

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,104	29,434	113,622	△3,386	163,774
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,770		△2,770
当 期 純 利 益			12,291		12,291
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	9,520	△2	9,518
当 期 末 残 高	24,104	29,434	123,143	△3,389	173,292

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,210	△2	△4,973	△3,766	25,284	185,293
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△2,770
当 期 純 利 益						12,291
自 己 株 式 の 取 得						△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,436	10	△35	1,410	△293	1,116
連結会計年度中の変動額合計	1,436	10	△35	1,410	△293	10,634
当 期 末 残 高	2,646	7	△5,009	△2,355	24,991	195,928

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,789	流動負債	53,907
現金及び預金	29,150	買掛金	21,533
受取手形	546	短期借入金	15,479
売掛金	35,834	未払金	8,293
有価証券	10,000	未払法人税等	3,159
商品及び製品	6,352	未払費用	3,913
仕掛品	73	売上割戻引当金	878
原材料及び貯蔵品	2,489	賞与引当金	204
短期貸付金	6,714	役員賞与引当金	76
繰延税金資産	993	その他の流動負債	369
その他の流動資産	2,646	固定負債	19,427
貸倒引当金	△2,011	社債	10,000
固定資産	114,562	繰延税金負債	5,392
有形固定資産	61,237	預り保証金	3,655
建物	23,811	その他の固定負債	380
構築物	1,613	負債合計	73,334
機械装置	10,237	(純資産の部)	
車両運搬具	18	株主資本	131,675
工具器具備品	571	資本金	24,104
土地	20,109	資本剰余金	29,418
リース資産	272	資本準備金	29,418
建設仮勘定	4,602	利益剰余金	81,536
無形固定資産	1,256	利益準備金	3,115
電話加入権	87	その他利益剰余金	78,421
ソフトウェア	1,047	特別償却準備金	5
その他の無形固定資産	121	買換資産圧縮積立金	2,310
投資その他の資産	52,067	別途積立金	67,200
投資有価証券	14,068	繰越利益剰余金	8,905
関係会社株式・出資金	22,217	自己株式	△3,384
長期貸付金	325	評価・換算差額等	2,341
前払年金費用	13,081	その他有価証券評価差額金	2,334
長期前払費用	365	繰延ヘッジ損益	7
差入保証金	1,553	純資産合計	134,016
その他の投資その他の資産	838	負債純資産合計	207,351
貸倒引当金	△383		
資産合計	207,351		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	230,554
売 上 原 価	153,699
売 上 総 利 益	76,855
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	66,813
営 業 利 益	10,042
営 業 外 収 益	2,652
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,463
そ の 他	1,189
営 業 外 費 用	531
支 払 利 息	114
そ の 他	417
経 常 利 益	12,163
特 別 利 益	736
受 取 保 険 金	645
受 取 補 償 金	79
そ の 他	11
特 別 損 失	603
固 定 資 産 除 却 損	594
そ の 他	8
税 引 前 当 期 純 利 益	12,295
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,816
法 人 税 等 調 整 額	△810
当 期 純 利 益	8,290

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年12月1日から)
(平成24年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却 準備金	買換資産 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	24,104	29,418	3,115	8	2,168	67,200	3,523	△3,381	126,157
事業年度中の変動額									
その他利益剰余金の取崩				△3	△35		38		-
税率変更に伴うその他利益 剰余金の調整				0	177		△177		-
剰余金の配当							△2,770		△2,770
当 期 純 利 益							8,290		8,290
自 己 株 式 の 取 得								△2	△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△3	141	-	5,381	△2	5,517
当 期 末 残 高	24,104	29,418	3,115	5	2,310	67,200	8,905	△3,384	131,675

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	954	△2	951	127,108
事業年度中の変動額				
その他利益剰余金の取崩				-
税率変更に伴うその他利益 剰余金の調整				-
剰余金の配当				△2,770
当 期 純 利 益				8,290
自 己 株 式 の 取 得				△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,380	10	1,390	1,390
事業年度中の変動額合計	1,380	10	1,390	6,907
当 期 末 残 高	2,334	7	2,341	134,016

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年1月18日

キューピー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻井 均 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阿部 純也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キューピー株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年1月18日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 均 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 純 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キューピー株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年1月24日

キューピー株式会社 監査役会

常勤監査役	神 澤 廣 昭	Ⓔ
常勤社外監査役	石 黒 俊 一 郎	Ⓔ
社外監査役	坂 井 一 郎	Ⓔ
社外監査役	内 田 和 成	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役13名選任の件

現任の取締役全員（三宅峰三郎、奥村明男、中島 周、佐藤重郎、好村 博、勝山忠昭、和田義明、橘 英文、竹村茂樹、西尾秀明、井上伸雄、須田茂博、古舘正史および後藤信隆の14氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	み やけ みね さぶろう 三宅峰三郎 (昭和27年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年9月 当社横浜支店長 平成10年9月 当社関東支店長 平成13年7月 当社家庭用営業部長 平成14年7月 当社家庭用営業本部長 平成15年2月 当社取締役 平成16年7月 当社営業統括 平成17年2月 当社東京支店長 平成20年9月 当社広域営業本部長 平成21年10月 当社タマゴ事業副担当 同年12月 当社タマゴ事業担当 平成22年2月 当社常務取締役 平成23年2月 当社代表取締役社長、現在に至る	15,733株
2	おく むら あき お 奥村明男 (昭和26年1月14日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年8月 当社横浜支店長 平成8年10月 当社東京支店家庭用次長 平成9年9月 株式会社中島董商店入社 平成14年10月 同社食品本部長 平成15年2月 同社取締役 平成17年2月 当社取締役 当社営業統括 平成19年2月 当社常務取締役 当社調味料・加工食品事業担当 平成22年2月 当社専務取締役、現在に至る 平成23年2月 当社海外事業統括 同年7月 当社海外統括担当、現在に至る 当社海外本部長、現在に至る	10,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	なかしま あまね 中島 周 (昭和34年9月26日生)	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年10月 株式会社中島董商店入社 同社経理部長 平成7年2月 同社取締役 平成9年2月 当社取締役 平成12年7月 当社法務部長 平成15年2月 株式会社中島董商店取締役副社長 平成17年2月 同社取締役 当社常務取締役、現在に至る 当社環境対策室長 同年7月 当社社会・環境推進室長 平成21年10月 当社CSR推進本部長 平成22年2月 株式会社中島董商店取締役社長、現在に至る (注) 1	331,181株
4	よしむら ひろし 好村 博 (昭和26年1月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成12年7月 当社名古屋支店長 平成18年11月 当社家庭用営業本部長 平成20年2月 当社取締役 当社営業統括、現在に至る 平成23年2月 当社常務取締役、現在に至る 当社調味料・加工食品事業担当 平成24年8月 当社調味料事業担当、現在に至る	8,100株
5	かつやま ただあき 勝山 忠昭 (昭和32年12月1日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年7月 当社仙川工場長 平成16年7月 当社生産本部副本部長 平成17年7月 当社生産本部長 平成20年2月 当社取締役 平成24年2月 当社常務取締役、現在に至る 当社海外統括副担当、現在に至る	12,300株
6	わだ よしあき 和田 義明 (昭和28年8月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社研究二部長 平成13年7月 当社研究一部長 平成15年7月 当社研究所商品開発センター長 平成18年3月 当社品質保証本部長 平成21年2月 当社取締役 当社研究所長 平成22年11月 当社知的財産室長 平成24年2月 当社常務取締役、現在に至る 当社商品開発本部長、現在に至る 同年8月 当社ファインケミカル事業担当、現在に至る	15,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	たけむら しげき 竹村茂樹 (昭和31年9月15日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年7月 当社営業本部商品部ジャム・調理食品グループリーダー 平成14年7月 当社泉佐野工場長 平成16年11月 鳥栖キューピー株式会社代表取締役社長 平成18年11月 当社生産本部副本部長 平成19年10月 当社健康機能事業副担当 平成20年2月 当社取締役、現在に至る 当社健康機能事業担当 平成24年8月 当社加工食品事業担当、現在に至る	7,200株
8	にしお ひであき 西尾秀明 (昭和32年2月5日生)	昭和54年4月 三英食品販売株式会社入社 平成2年12月 当社入社 平成12年7月 当社大阪支店業務次長 平成16年7月 当社業務用営業本部長 平成20年9月 当社フードサービス本部長 平成22年2月 当社取締役、現在に至る 平成24年7月 当社広域営業本部長、現在に至る	10,100株
9	いのうえ のぶお 井上伸雄 (昭和35年5月16日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年7月 当社経営企画室長 平成21年10月 当社経営推進本部副本部長 同年12月 当社経営推進本部長、現在に至る 平成22年2月 当社取締役、現在に至る	8,200株
10	すだ しげひろ 須田茂博 (昭和26年8月30日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年10月 キューピータマゴ株式会社営業一部長 同年12月 同社取締役 平成17年1月 同社営業本部長 同年12月 同社常務取締役 平成20年2月 同社代表取締役社長 平成23年2月 当社取締役、現在に至る 当社タマゴ事業担当、現在に至る	6,100株
11	ふるたち まさふみ 古舘正史 (昭和28年8月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成8年10月 当社高松支店長 平成11年8月 当社広域営業部家庭用営業グループリーダー 平成14年7月 当社広域家庭用営業部長 平成15年7月 当社家庭用営業本部家庭用営業部長 平成16年7月 当社家庭用営業本部長 平成18年10月 当社名古屋支店長 平成23年2月 当社取締役、現在に至る 当社広報室長 平成24年2月 当社広報・CSR本部長、現在に至る	5,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
12	ごとう のぶ たか 後藤 信 隆 (昭和29年11月9日生)	昭和48年 3月 当社入社 平成16年 7月 当社仙川工場長 平成18年11月 株式会社カナエフーズ生産統括副本部長 平成19年 2月 同社取締役 同年 9月 同社生産統括本部長 平成20年 2月 同社常務取締役 平成21年 2月 同社代表取締役社長 平成24年 2月 当社取締役、現在に至る 当社生産本部長、現在に至る	3,300株
※ (注) 2 13	ひょう どう とおる 兵 藤 透 (昭和28年11月19日生)	昭和52年 4月 当社入社 平成12年 7月 デリア食品株式会社営業本部特販部長 平成16年 7月 同社東京支店長 平成17年 2月 同社取締役営業本部長 平成20年 2月 同社代表取締役社長 平成24年 2月 株式会社サラダクラブ代表取締役社長、 現在に至る (注) 3 当社サラダ・惣菜事業副担当、現在に至る	2,600株

(注) 1. 当社と株式会社中島董商店との間には、商品の仕入、製商品の販売および経費取引等の取引関係がありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

3. 当社の連結子会社である株式会社サラダクラブは、主に家庭用向けパッケージサラダの生産販売を行っております。なお、当社の議決権比率は51%となります。

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役14名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額76,450,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

<インターネットによる議決権行使のお手続き>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話、スマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話やスマートフォンを利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話やスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。



QRコード

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使の方法・お取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成25年2月25日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コードおよびパスワードのお取扱いについて

(1) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. システムに係る条件について

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

①Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降

②Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降

※Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社の、Adobe® Acrobat®Reader™およびAdobe® Reader®はアドビシステムズ社の、米国および各国での登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) インターネットの接続に、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、設定内容をご確認ください。

(4) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で「ポップアップブロック」機能を有効とされている場合、同機能を解除(または一時解除)のうえ、ご利用ください。

5. パソコン等の操作方法・システムに関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールA
電話 (03)5221-9000



(交通のご案内)

J R有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

ご参考

J R	東京駅・丸の内南口より徒歩5分	東京メトロ日比谷線	日比谷駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩7分	東京メトロ千代田線	日比谷駅より徒歩7分
東京メトロ丸の内線	銀座駅より徒歩5分	都営地下鉄三田線	日比谷駅より徒歩5分

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。